

宇和島海上保安部は、台風の強風域・暴風域が接近するおそれがある場合、港則法第39条第4項及び第45条により、港内の船舶に対して、この『船舶対応一覧表』を基準に勧告することとしています。
なお、宇和島管内で勧告発令対象となる港は、港則法適用港である川之石港、八幡浜港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港の6港です。(以下「宇和島港等」という。)

船舶対応一覧表(台風)

区分	発令の基準(※1)	発令の時期(※2)	旅客船	大型船・中型船		小型船(※3)
				危険物積載船	一般船舶(作業船を含む)	
注意喚起	港及び港の周辺海域が強風域(風速15m/s以上の圏内)にかかるおそれのある台風	強風域にかかる概ね24時間前	・最新の気象情報等を収集し、台風の動向等に留意する。 ・船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。			
早期警戒勧告 ※7	港及び港の周辺海域を通過する際に、最大風速40m/s以上の暴風域を伴うおそれのある台風	強風域にかかる概ね24時間前	・台風の影響が少ない他の海域へ避難する必要がある船舶は、避難又は準備を行う(運航管理者等と船長は避難の必要性及び避難先について十分協議する)。			・陸揚げをするか、安全な場所に避難を開始する。
警戒勧告	港及び港の周辺海域が強風域(風速15m/s以上の圏内)にかかるおそれのある台風	強風域にかかる概ね6時間前	・安全管理規程(運航基準)の遵守	・港湾工事等の作業現場においては、資機材の流出防止等の荒天準備を行い、作業船は作業を中止し避難準備をする。 ・荷役中又は荷役準備中の船舶にあつては、船舶代理店、荷役関係者と荷役の中止(※4)等の調整を図り、避難時期を逸することがないように留意する。 ・上記以外の船舶は、台風情報に留意し、乗組員を待機させるほか、荒天及び避難準備を行うとともに必要に応じて直ちに運航できる態勢を整える。 ・船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。		・陸揚げをするか、安全な場所に避難を開始する。
避難勧告	港及び港の周辺海域が暴風域(風速25m/s以上の圏内)にかかるおそれのある台風	暴風域にかかる概ね6時間前	・安全管理規程(運航基準)の遵守	・宇和島港等の係留施設に係留中の総トン数1,000トン以上の船舶及び危険物積載船舶は、離岸し安全な海域に避難する(※6)。 ・入港船は入港を見合わせ安全な海域へ避難する。 ・その他の船舶については、係留状況及び固縛状況を確認し、天候等が回復するまで十分注意する。 ・船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。		・係留強化(※5) ・安全な場所への避難を完了する。
解除	原則として、宇和島港等が台風の強風域から外れたときまたは台風の影響圏外となったと判断されたとき		・入港・航行にあたっては、港湾施設、漁業施設の管理者等との連絡を緊密にし、これら施設の被災状況(使用の可否、損壊による漂流物の存在)についての情報収集に努める。			

※1 危険物積載船、旅客船、大型船等において、運航基準等に定める措置基準等が本表より安全値に設定されている場合は、その運航基準等を優先とする。
災害防止措置をとるにあたっては、人命の安全確保を最優先し、可能な範囲で行う。
※2 発令時期が土日祝日になる場合は、平日の間に連絡する。
※3 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶。
※4 荷役の中止：船倉の開口部を閉鎖する等、危険物の船外流出防止に努める。
※5 係留強化：係留施設において、待機することが適当であると判断される船舶は、増しもやいをとる等、係留を安全にするための防止策をとる。
※6 安全な海域に避難して錨泊する船舶は、次の措置を講じる。
①国際VHF（ch16）を常時聴守する等の、当庁との連絡手段の確保 ②当直員（船橋当直・無線当直等）の配置 ③AIS搭載船舶のAIS常時作動の確認
※7 勢力の大きな台風の直撃をうける場合、台風の影響が少ない他の海域へ避難する必要がある船舶が、十分余裕のある時期に避難を開始することを促すために発令する。
早期避難が必要な台風とは「宇和島港等周辺海域を通過する際に、最大風速40m/s以上の暴風域を伴うおそれのある台風等」を想定する。
判定の目安①台風情報の5日（120時間）予報において、3日後の予報で暴風警戒域に入っている。
②台風情報の5日（120時間）予報において、「3日後の予報が強い勢力（最大風速40m/s以上）を維持している。」または、「北緯20度線を越えた時点で、台風の強さが『強い』以上であり、北緯30度線までに『非常に強い』以上となる予報がなされている。」